

平成24年5月井手町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5月7日)

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	2
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	6
諸般の報告	6
報告第2号 専決処分の報告について	7
報告第3号 専決処分の報告について	11
報告第4号 専決処分の報告について	16
報告第5号 専決処分の報告について	17
報告第6号 専決処分の報告について	18
議案第21号 井手町副町長選任につき同意を求める件	22
議長辞職の件	24
議長の選挙	25
副議長辞職の件	28
副議長の選挙	29
常任委員の選任	31
議会運営委員の選任	32
議会広報編集委員の選任	32
交通対策特別委員の辞任許可及び同委員の選任	33
城南衛生管理組合議会議員の選挙	34
京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	36
京都地方税機構議会議員の選挙	37
議案第22号 井手町監査委員選任につき同意を求める件	39
閉会中の継続調査の申し出について	40
閉会	41

署名議員..... 4 2

平成24年5月井手町議会（臨時会）会議録（第1号）

招集年月日

平成24年5月7日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成24年5月7日 午前10時00分 議長 木村武壽

閉会 平成24年5月7日 午後 3時03分 議長 村田忠文

応招議員

1番	西島	寛道	2番	村田	晨吉
3番	木田	鈴美	4番	岡田	久雄
5番	岩田	剛	6番	森田	泰雄
7番	古川	昭義	8番	村田	忠文
9番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	西島	寛道	2番	村田	晨吉
3番	木田	鈴美	4番	岡田	久雄
5番	岩田	剛	6番	森田	泰雄
7番	古川	昭義	8番	村田	忠文
9番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

9番 丸山 久志                      3番 木田 鈴美

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	池田	清隆	議会書記	乾	浩朗
議会書記	寺井	佳孝	議会書記	野崎	裕美

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見 明男	副町長	中谷 浩三
教育長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	西島 栄治
理事兼保健医療課長事務取扱	加賀山 睦	理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一
理事兼上下水道課長事務取扱	松山 正伸	理事兼同和・人権政策課長事務取扱	西島 楠博
会計管理者・ 会計課長兼務	藤林 学	教育次長・ 山吹ふれあいセンター所長兼務	木田 修司
企画財政課長	脇本 和弘	税務課長	中島 一也
住民福祉課長	嶋田 昌弘	高齢福祉課長	花木 秀章
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	奥山 英高	建設課参事	畑中 智博
産業環境課長	藤崎 裕司	いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	山口 敏彦
学校教育課長	小川 淳一	社会教育課長・ 図書館長兼務	木村 坂次
学校給食センター所長	田村喜代一		

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

# 平成24年5月井手町議会臨時会

## 議 事 日 程〔第1号〕

平成24年5月7日（月）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報告第2号 専決処分の報告について
- 第5 報告第3号 専決処分の報告について
- 第6 報告第4号 専決処分の報告について
- 第7 報告第5号 専決処分の報告について
- 第8 報告第6号 専決処分の報告について
- 第9 議案第21号 井手町副町長選任につき同意を求める件

## 追 加 議 事 日 程〔第1号の追加1〕

- 第1 議長辞職の件
- 第2 議長の選挙
- 第3 副議長辞職の件
- 第4 副議長の選挙
- 第5 常任委員の選任
- 第6 議会運営委員の選任
- 第7 議会広報編集委員の選任
- 第8 交通対策特別委員の辞任許可及び同委員の選任
- 第9 城南衛生管理組合議会議員の選挙
- 第10 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第11 京都地方税機構議会議員の選挙
- 第12 議案第22号 井手町監査委員選任につき同意を求める件
- 第13 閉会中の継続調査の申し出について

## 議事の経過

議長（木村武壽） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集ご苦労  
さんでございます。

本日、汐見町長より5月臨時町議会が招集されました。議員各位におかれ  
ましては、提案されております各議案等につきまして慎重にご審議をいただ  
きますとともに、行政当局につきましては適正かつ明確な答弁をいただきま  
して、充実した議会運営を行ってまいりたいと思いますので、ご協力賜りま  
すようよろしくお願いを申し上げます。

引き続きまして、去る4月1日付の人事異動により、かわられた方の紹介  
を中谷副町長よりお願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） それでは、私の方から、この4月1日付人事異動に伴  
います管理職のご紹介を申し上げます。

まず、理事兼総務課長事務取扱の西島栄治でございます。

理事（西島栄治） 西島です。よろしくお願いいたします。

副町長（中谷浩三） 次に、理事兼同和・人権政策課長事務取扱の西島楠博  
でございます。

理事（西島楠博） 西島です。

副町長（中谷浩三） 次に、理事兼保健医療課長事務取扱の加賀山睦でござ  
います。

理事（加賀山睦） 加賀山です。よろしくお願いいたします。

副町長（中谷浩三） 次に、理事兼建設課長事務取扱の中村秀一でござい  
ます。

理事（中村秀一） 中村です。よろしくお願いいたします。

副町長（中谷浩三） 次に、理事兼上下水道課長事務取扱の松山正伸でござ  
います。

理事（松山正伸） 松山です。よろしくお願いいたします。

副町長（中谷浩三） 次に、教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼務の木  
田修司でございます。

教育次長（木田修司） 木田です。よろしくお願いいたします。

副町長（中谷浩三） 次に、企画財政課長の脇本和弘でございます。

企画財政課長（脇本和弘） 脇本です。よろしくお願いいたします。

副町長（中谷浩三） 次に、税務課長の中島一也でございます。

税務課長（中島一也） 中島です。よろしくお願いいたします。

副町長（中谷浩三） 次に、いづみ人権交流センター所長・いづみ児童館長兼務の山口敏彦でございます。

いづみ人権交流センター所長（山口敏彦） 山口です。よろしくお願いいたします。

副町長（中谷浩三） 次に、高齢福祉課長の花木秀章でございます。

高齢福祉課長（花木秀章） 花木です。よろしくお願いいたします。

副町長（中谷浩三） 次に、保健センター所長・地域包括支援センター所長兼務の奥山英高でございます。

保健センター所長（奥山英高） 奥山です。よろしくお願いいたします。

副町長（中谷浩三） 次に、建設課参事の畑中智博でございます。

建設課参事（畑中智博） 畑中です。よろしくお願いいたします。

副町長（中谷浩三） 次に、学校教育課長の小川淳一でございます。

学校教育課長（小川淳一） 小川です。よろしくお願いいたします。

副町長（中谷浩三） 以上が、今回の異動でかわりました管理職でございます。今後ともよろしくお願いいたしますを申し上げます。

以上であります。

議長（木村武壽） 次に、議会事務局の紹介を池田事務局長よりいたさせます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 池田事務局長。

議会事務局長（池田清隆） 去る4月1日付の異動で新たに議会書記として任命いたしました書記の野崎裕美であります。

議会書記（野崎裕美） 保健医療課の野崎です。よろしくお願いいたします。

議会事務局長（池田清隆） どうかよろしくお願いいたします。

議長（木村武壽） 以上で、紹介を終わります。

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、平成24年5月井手町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、9番、丸山久志議員、3番、木田鈴美議員を指名します。

次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。したがって、本日1日に会期は決定しました。

本日の臨時会に招集告知されております案件は、副町長選任につき同意を求める件1件、専決処分の報告5件であります。なお、本日の日程は皆様のお手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

それでは、審議を行います前に、あいさつを町長よりいたしたい旨申し出がありますので、これを許します。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 汐見町長。

町長(汐見明男) 皆さん、おはようございます。本日、臨時町議会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと公私ご多用中のところご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでございまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

さて、今回の臨時町議会は、副町長の任期が5月11日で満了になることから、選任につきご同意願いたく招集させていただいたものであります。また専決処分の報告につきましては、地方自治法の規定によりまして処分を行ったときは次の会議においてこれを議会に報告をしその承認を求めなければならないとなっておりますので、あわせて提出いたしております。なお、今次臨時会に提出をいたしております案件は、議案第21号、副町長の選任同意ほか5件でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重後審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

議長(木村武壽) 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から3月分、4月分の例月出納検査結果報告を受理し、それぞれ



の写しをお手元に配付しておりますので、ごらんおき願います。

要望書でございますが、これは皆さんで熟読していただき、今回は配付するにとどめたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、報告第2号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 西島理事。

理事(西島栄治)

(報告第2号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

11番(谷田 操) 11番、谷田です。

組織の改変ということですが、今説明があったなぜ変えるのかということで、出先の人権センターと児童館、保健センターと地域包括支援センターを課と同様の扱いにするためだと言われたんですが、なぜ課と同様の扱いにする必要があるのか、そのそもそもの根拠がわかりません。これまでもそれぞれの長の方が管理職という位置づけでほかの管理職との兼務されてきたと思うんですけれども、それぞれの長の方は管理職でした。それぞれの課は、人権センターと児童館は同和・人権政策課のもとに置かれていたわけです。これまでその中で業務を行ってこられた。それで何か不都合があったのか。今回なぜそれをわざわざ、この場所に置くということは町長の直近下位に置くということですね。町長から直接それぞれ17カ所・館あるかと思いますが、それぞれが町長から直近の位置に置かれるわけです。そういうふうにする必要があるのかどうか。その重要性が高まったとか、そういう置く必要があるのか。今まで置いていた位置が間違っていたというのか、どうなんでしょうか。保健センターと地域包括支援センターについても同様ですが、どういう考えなんでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 谷田議員のご質問でございます。今回3月の最終議会のときにも申し上げました。理事職の見直しを図ったことによりまして、組織の見直しもあわせて行ってまいりました。今ご質問の人権交流センター・児童館につきましては、従前理事のもとそれぞれの館の運営をしてまいりましたが、今回そういうことからそれぞれに責任の所在をはっきりするということから、同和・人権政策課長また人権交流センター所長、児童館長、それぞれ置くということに組織を見直したものでございます。また、保健センターにつきましては、従前二つの課が地域包括支援センター、保健センターそれぞれ所管を別々の課長がしておりまして、その上に理事がいたわけですが、今回3年間やってまいりまして、そのことから今回保健センター所長を置くことにより、より地域包括支援センターと保健センターの機能を連携するという意味から、独立させたセンター所長を置きながら地域包括支援センターの所長も兼務で一つの課長のもとでやっていくという必要が生じたことから、今回改正するものでございます。

以上であります。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

11番（谷田 操） 11番、谷田です。

今の説明ですけれども、まず人権センターと児童館の問題ですけれども、これまでも理事がおられてその下に同和人権政策課1課しかないのに、理事もいて、そのあと1課だけで理事必要なのかということはずっと言ってきましたけれども、いや、そうじゃなくて今度は理事が人権課の課長も兼務するんやと、それとは別にもう一つ課長が要るんやとということになると、余計複雑になって、要らない課をまた一つつくるというか、今まででもやっていたわけでしょう、1理事1課長体制で。それがもう一つ別に分けなあかんという複雑になるわけです。井手町みたいな規模の小さい町で、これ以上課を分散して、館や所を分散して広げる、町長直近下位のところがずらずらと広がるというのは、本当に何か中央集権で、全部町長一人で面倒見はるという、それが実態に合ってるのかもしれないけれども、どうもそれは地方自治法で言われている158条に基づいて、これ、それぞれの課を置かれるわけですから、その158条には2項もありまして、「普通地方公共団体の長は内

部組織の編成に当たっては当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない」というふうにあるわけです。だからもう、管理職ふやしすぎですよ。理事が兼務するからというので縮小するのかなと思ったら、新たな課長が今回、教育委員会の方もまた学教を兼務してはったのを一つ新たに課長独立させてはるわけでしょう。町長部局の方でもそうやって児童館と人権センターで別々に課長やとしてはるわけでしょう。保健センターと地域包括支援センターはそれぞれやっぱりもともと管轄してた課と連携しなあかんから、何ぼそれで1人の課長さんが両方見るというたって、それぞれのもとの課との連携があるわけで、あんまり実態としては変わらへんのと違うかなと思うんですけども、やっぱり課長さんがふえるということになって、しかも今紹介ありましたけど、参事さんという新たな職が紹介されましたけど、井手町の歴史をどこ見ても参事という職については説明がないんです。職の設置に関する規則というを見ましてもありませんし、管理職員等の範囲を定める規則の中にも、そういう職名はないんです。だからもう既にその規則改訂されたんですか。それも、これは条例しか理解できてませんが、規則はどうなってるんでしょうか。その新たな参事職という方は、管理職やと言わはりましたけど、何をしはって何を管理しはるのか、それもひとつあわせて聞きたいんですけど。管理職がかえってふえてしまうということについて、町長、どうお考えですか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 今、何点かご質問ございました。一つは人権交流センターの所長、児童館長の問題ですが、これは管理職ふえておりません。従前から理事がおりまして、同和・人権政策課長を兼務しておりました。その理事が児童館長も兼務していた。ただ、人権交流センター所長については従前から管理職でいましたので、何らふえてはいないということでご理解をいただきたいと思います。

次に、保健センターでございますが、センターの所長を置く理由は先ほど申し上げたとおりでございます。

次に、参事職についてでございます。規則改正を行っておりまして、参事を置く理由につきましては、白坂の開発にかかわります専門性を持った開発に携わったいただける人材として期待をして、また、町道22号線の収用に

つきましても収束に向かっておりますが、これにつきましてもきちっとした対応をする必要がございますので、その職務をあわせて持っていただき、また技術職でございましたので、若手の技術職の人材育成につきましてもご尽力をいただくということで、派遣で来ていただいているところがございます。規則については先ほど申し上げたように改正をして対応しているところがございます。

以上であります。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

1 1 番（谷田 操） 参事さんは派遣とおっしゃいましたけれども、その給与は府が支出しているんですか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 派遣で井手町に来ていただいておりますので、井手町で支給するというところでございます。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

1 1 番（谷田 操） 反対の立場で討論します。

地方自治法第158条には、地方自治体の長は内部組織の編成に当たっては事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならないというふうにございます。今までそれぞれの課のもとに置かれていた人権センター、児童館、包括支援センター、保健センターというものは、それぞれの課で所管していて、特に支障があったというようなこともないと思いますので、そのままがいいのではないかと。井手町のような小規模な自治体でさまざまなセンターや館がすべて課と同様の位置に位置づけるというのは、組織がかえって複雑になってやりにくいと思いますので、反対をいた

します。

議長（木村武壽） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これにて討論を終結します。

これより報告第2号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第2号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数であります。よって報告第2号は承認することに決定しました。

次に、日程第5、報告第3号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中島税務課長。

税務課長（中島一也）

（報告第3号を朗読説明）

議長（木村武壽） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 村田晨吉議員。

2番（村田晨吉） 2番、村田晨吉です。

7ページの7です。1、802ページの7の下から2行目、当該特定附帯設備というのがあるんですが、これはどのようなものを指すのかご説明願いたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中島税務課長。

税務課長（中島一也） 村田晨吉議員のご質問にお答えします。

家屋の附帯設備に関するご質問でございます。家屋の附帯設備と申しますのは、その家屋に後から取り付けた壁、屋根、そういったものを附帯設備というものでありまして、この条文につきましてはそういったものを別とみなす、家屋の資産とみなす規定でございます。

以上であります。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

11番(谷田 操) 11番、谷田です。

まず1点目は、ページ数で7ページの附則10条の2ですけれども、4分の3という割合と、2項の3分の2という割合、これ、条例で定めてるんですけれども、何かの防止のための施設と今説明あったんですけれども、それぞれ4分の3になるものと3分の2になるものと、どういう施設なのかというのと、井手町で該当する施設が現在あるのかどうかお尋ねします。

2点目、次の8ページから9ページにかけて、宅地の固定資産税の特例についての条文があるわけですが、これが年度がこれまで21年度から23年度だったものが24年度から26年度までが変わっていて、延長されるのかと思いきや、10ページの一番上の方、第4項についてはがさっとなくなっているわけです。この第4項のいわゆる据え置き措置というのがなくなってしまうんですけれども、それは本文の方の4ページを見ますとさらに表があって、24年と25年については10分の9という据え置きの措置が書いてあるんですけれども、これ全部総合して住宅の固定資産税にかかわっていわゆる負担調整等が行われているわけですが、その中の急に税額が上がらないように据え置き措置されている分はどうなるのかという説明を、もう少しわかるようお願いをしたいと思います。

それと、12ページから13ページにかけて、新設された特定移行一般社団法人に関するいろいろな規定ですけれども、これは特定移行一般社団法人というのはどういう法人を指すのか、井手町内で該当するような法人があるのかどうかお尋ねをいたします。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中島税務課長。

税務課長(中島一也) 谷田議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の附則の関係でございます。4分の3となってるものと3分の2の内容につきましてですけども、一つ目は公害防止用の下水道除外施設について公共下水道の機能保持と公共用水域の水質保全の観点から、従来地方税法でその設置に関して軽減することが定められていましたが、地方税法の改正により今回条例でその負担を軽減する割合を定めるものでございませ

て、これについては固定資産税の課税標準額を4分の3という特例を設けるものでございます。二つ目に、雨水貯留浸透施設について都市部の浸水被害防止対策を推進する観点から、固定資産税の課税標準額を3分の2とする特例措置を条例で定めるものでございまして、町内に該当があるのかというところでございますけども、現在この2点について特例措置を適用している物件はございません。

次に2点目の負担調整の関係でありますけども、土地に係る固定資産税の負担調整措置につきましては、原則として現行の仕組みを3年間延長するとされておりまして、また、住宅用地の特例についても現行を継続するとなっております。ただし、不公平是正の観点から住宅用地に係る据え置き特例を、経過措置を設けた上で平成26年度に廃止することとされました。先ほど4ページの中で、表のところですけども、0.8と0.9というところがあるんですけども、これまで負担水準が0.8以下のところについては前年の課税標準を据え置くというふうになっておりましたけども、今回は負担水準が0.9以下のものについて据え置くということでありまして、その据え置きの幅が縮まったということでありまして、井手町におきましては土地の下落等によりそもそもの評価額が下がってきていることから、この据え置き特例の廃止の影響を受ける箇所につきましてはほとんどないということで、ご理解願いたいと思います。

次に、特定移行一般社団法人、こういった法人かというご質問でございまして、例で申し上げますと図書館、博物館、幼稚園等でございます、こういったものが特定移行一般社団法人ということでございます。井手町内については該当がないのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

11番（谷田 操） 今の最後の答弁、おかしいと思うんですけど、特定移行一般社団法人が幼稚園とか図書館とか博物館をやらはる、設置するときには固定資産税について軽減になるんかどうかわかりませんが、そういう措置をしますということやけど、そういう施設を持たはるもとの法人で特定移行一般社団法人というのはどんな法人なんですか、そういう法人は井手町に

あるんですかということを知っているのであって、別に幼稚園も博物館も井手町はありませんからそれがないのはわかるんですけど、そういう法人というのはもしかしたら井手町の中にもあって、よその町でそういうの持つてはるかもしれんから、そういう法人の説明を聞きたいと思ったのもう一度お答え願いたいのと、先ほどの宅地の据え置き特例廃止で影響を受ける人はほとんどないという話だったんですけども、94年の評価のときにものすごい上がったわけですが、評価額が。それは公示地価の7割にしろというようなことになって、ぼんと評価が上がったので、そこまで一遍に上げられないということで負担水準という考え方で調整をやってきた。ほんまやったらここまで欲しいけど、そこにちょっと近づいていくように、1に近づくように0.8、0.9と近づいていくように調整をやってるわけです。せやけど、そんなんやってる間に土地の値段がぼんと下がってしまったから、井手町で言うたらそんなときの税額かかるところはありませんよというのはわかるんですけど、もう既に4月の段階で通知行ってますから、「ほとんどない」じゃなくて「ありません」なのか、4軒あるとか、それはもうわかるはずやと思うんですけども、どうなんでしょうか。それと、据え置き特例の影響ということになるんだと思いますけども、地価は下がってるのに税額は上がっているという人は据え置きにかからない人でもあると思うんですけど、そういう傾向はあるのかなのか、井手町内にもそういう人はあるのかなのかお尋ねをします。

(挙手する者あり)

議長 (木村武壽) 中島税務課長。

税務課長 (中島一也) 済みません、先ほどの特定移行一般社団法人等について、答弁をさせていただきます。

平成20年の公益法人制度改革以前の旧民法第30条法人についてですけども、このうち公益社団・財団法人等に移行した法人ということでございます。そういった法人が図書館、博物館、幼稚園を設置している法人で、財政基盤が脆弱であるために公益認定基準を満たせず一般の社団・財団法人に移行せざるを得なかった法人のことを、特定移行一般社団法人ということになっております。

次に、ほとんどないと申し上げた件につきましては、今回の据え置き特例の廃止に伴いまして影響が出るものにつきましては、全部で15軒でござい



まして、15軒の総額で税額を試算しますと15軒あわせて約8,000円程度の増額となっております。

最後に、地価が下落してるのに税額が上がっているものについては、今資料を持ち合わせておりませんので、後ほど調べさせていただきたいと思いますが、もう一度中身を確認しますと、地価が下落しているのに税額が上がっている件数という質問でよろしいですか。ちょっと済みません。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

11番（谷田 操） 11番、谷田です。反対の立場で討論いたします。

今回の町税条例の改定は東日本大震災にかかわっての支援策の整備などを評価できるものも含まれていますけれども、主に本町住民に直結する問題としては固定資産税の見直しが中心であります。固定資産税課税のための土地の評価は、公示地価の2、3割程度だったものが、94年の評価替えて突然7割というようなことに引き上げられまして、不服審査が殺到したというようなことが全国で起こりました。また、97年の評価替えてそういうことを是正するという制度が導入をされまして、急激な税額増加を抑えて徐々に本来の評価額による課税に近づけていくという措置がとられました。本来の負担に近いほど1に近づくと。昨年までは0.8未満の人は負担が少ないということで評価額の5%を上乗せした税額にする、ただし0.8を超えていけば結構近づいてきたからあえて上乗せはしないと、税額を据え置くという措置だったわけですが、今回の改訂は2年間これを0.9以上というふうに対象を絞り込んだ上で3年後は廃止するという改定であります。0.8が0.9になりさらに廃止されれば、今現在でも対象になる人は15軒ということでしたけれども、さらに対象にならない人が出てきますし、税負担はふえてまいります。最近地価も下がってきて表かも下がっていますので、評価額とか税表示の差は縮まっておりますので、負担水準としては上がってきていると思うんですけれども、今まだきちんとお答えがなかった部分もありますのでわかりませんが、2012年評価替えて評価が下落

してもまだ負担水準が低いからと税額がふえるという方も、中にはあるのではないかと思います。土地の固定資産税にかかわる評価額がもっぱら個人の居住用、零細事業者の生業のための土地も、あるいは金融機関が大規模に持っていて利潤を目的としたり投機を目的としたような土地、あるいは土地利用によって収益が上がるような、そういう土地と同様にみなして、今、取引価格方式で決められているということが、そもそも間違いであると思います。激変緩和のために設けた負担水準制度ですけれども、7割評価によって課税額が大きく引き上げられたために逆転現象も起こっているわけです。日本共産党は取引価格方式で計算される現在の土地基本法は廃止をして、国民の立場に立った新法、生活用地確保法というようなものを制定して、オフィスビルなどは高く、一般商店は低く、庶民の居住用の土地はさらに低くとなるような、使用目的に応じて差を設ける収益還元方式に改めることを提案しています。現行法のもとでも当面200平米以下の土地、住宅に係る固定資産税については大幅に評価額を引き下げて負担を軽減するとともに、住み続ける限りは納税を猶予するというようなことを求めています。今度の改定案はそういう観点から問題が多いですので、反対をいたします。

議長（木村武壽） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これにて討論を終結します。

これより報告第3号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第3号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数であります。よって、報告第3号は承認することに決定しました。

次に、日程第6、報告第4号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中島税務課長。

税務課長（中島一也）

（報告第4号を朗読説明）

議長（木村武壽） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中島税務課長。

税務課長(中島一也) 先ほどのご質問ですけれども、地価が下落しているのに税額が上がっているものにつきましては、住宅用地につきましては、先ほど申し上げたとおり15軒の総額で8,000円程度のみ影響が出ているということでございます。

以上でございます。

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

11番(谷田 操) 11番、谷田です。反対の立場で討論します。

都市計画税につきましても固定資産税と同様の考え方で課税標準額が定められておりまして、今回負担調整の据え置き特例がなくなるということですから、住民の負担がふえる。これについても反対をいたします。

議長(木村武壽) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これにて、討論を終結いたします。

これより報告第4号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第4号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手多数であります。よって、報告第4号は承認することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。15分まで。よろしく。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

議長(木村武壽) 休憩前に引き続き、再開します。

日程第7、報告第5号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 加賀山理事。

理事(加賀山睦)

(報告第5号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより報告第5号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第5号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員であります。よって、報告第5号は承認することに決定しました。

次に、日程第8、報告第6号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本企画財政課長。

企画財政課長(脇本和弘)

(報告第6号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

11番(谷田 操) 12ページですが、給食センターの施設整備費が大幅に減額になってますけれども、これの理由をお願いします。ごめんなさい、これ歳入の方です。歳出の方ですのでページ数が違います。済みません、ごめんなさい、間違えました。歳入の方ですね、これは。繰入金を減額できた理由をお願いします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本企画財政課長。

企画財政課長(脇本和弘) 谷田議員のご質問にお答えします。

今回3月のこの時期に、さまざまな地方交付税であったり特別交付税だっ

たりほかの歳入の部分が確定して入ってくるということになっております。今回減額した大きな要因というのは、その辺の確定によります額の、本来基金繰入金なりとかいろいろ考えてたところがございますけれども、そういうふうな国なりの支援なり交付金なりで賄えたというふうなことによる入の減額をさせていただいているということでございます。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

11番（谷田 操） 今、説明あったみたいに最終的に精算をしないといけないわけですが、12ページでいくと前年度の繰越金が3億4,589万7,000円と、これは最終ですか、これだけあったと。繰り入れる予定にしてた額で繰り入れずに済んだ額が11ページにそれぞれありますが、財調基金が4億5,879万9,000円、減債基金が1億500万余り、都市開発基金も2,800万余りと、消防の方の基金も2,000万、教育施設の方も先ほどありましたように4,300万繰り入れんで済んだと。結局、基金の繰り入れで実質執行したのは計のところに残っている分ですから、13万1,000円ということだと思いますが、これ、6億5,000万でしょう、繰り越しが3億4,000万でしょう、あと3億ぐらいあるわけですが、交付税が今回3億余りふえてるんですけども、交付税がふえるというのは途中で確定してたわけでおわかりやったと思うんですけども、これでまた最終減額補正というか不用額が出てくる部分があると思うんですけども、一たん繰り入れで事業をやろうということいろいろ考えておられたわけで、年度途中でやらんで済むということがわかってきたというときに、新たな事業をまた補正で起こしてやってもらう。ここまで下水道の整備やろうと思ってたけど、もう少し先までやろうというようなことを十分考えていただいたのだからと。追加工事等を発注するというものについて、途中でどういう判断をされたのかということ、町長に伺いたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 汐見町長。

町長（汐見明男） 基金繰り入れを減額した理由です。大きく三つほどあるんです。一つは先ほど出ているように、地方交付税の増と、そして未来づくり交付金の増、それとやはり早くから行革に取り組んできたこういう成果が

あらわれた、こういうことだと思います。特に、交付税でありますけども、普通交付税は早くわかるわけですけども、特別交付税は3月20日ぐらいにしか額が確定しないということで、これは早くからわかっていたのではないかということですけども、これはわからない。この特別交付税、去年の3・11東日本大震災でかなりそちらへ持っていかれるだろうというふうに見ていました。ところが、これは京都府からのいろいろな支援もあったわけですけども、ほとんど前年度より減額にならなかったということ。それと、未来づくり交付金、これは本町の場合は大きな額を配分してもらってるわけですけども、これも前年度より、22年度ですね、前年度というのは、23年度の額がふえた。こういうことであります。こういうことが大きな理由になっている。それと、例えば隣の宇治田原町を見てもみますと、税収は井手町より倍ほどあります。これは谷田議員、見てもらったらわかると思いますけれども、当然人口も多い、職員数も多いということで人件費あるいは公債費、いわゆる借金の償還、これで1億から1億5,000万ぐらい宇治田原町が多いん違うかなと思っておりますけども、そういう中でだいたい決算額、その年によって増減はしますけども、大体似通ってるということは、それだけ歳出、人件費や公債費以外の歳出に含めていると、このように思っております。こちらも住民要望、あるいは議員からの要望等あればできるだけ追加補正でと、これは常日頃から考えていることであるわけでありまして、年間を通じて当然事業サイドやったら事業サイドで予算を組むわけです。それを追加するということになりますとなかなか、体制含めてこうあるわけですけども、これからもそういう、できるだけ追加補正できるように、これは努力していかなければならない。それと、もう一つは、入札の関係で、競争が厳しくなって削減されていると、減額になっているということも一つの要因になるのかなと、このように思っております。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 丸山久志議員。

9番（丸山久志） 9番、丸山です。

15ページの墓地の水くみ場整備であります、上の方にできて大変好評で皆さん喜んではるんですけども、大変、350万減額、工事請負、なって

るんですけども、これだけあれば、右側の路線もできたんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺のところと、右側の路線についても今後計画があるかどうか、お伺いいたします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 藤崎産業環境課長。

産業環境課長(藤崎裕司) ただいまの丸山議員のご質問にお答えいたします。

工事請負費で、工事設計金額で815万5,000円を設計して、請負残によってこの金額が減額されたものでございます。

私の方は以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 2点目の今後の右側と言いますか、南側と言いますか、水くみ場の整備についての考え方でありますが、一つは現地に行きましてこの場所がいいなということで、議員さんにもご意見伺ってそれ以降動いたわけではありますが、用地の確定なり、用地のご協力を得られるかどうか不透明であったということから、今回見合わせを一つはさせていただきました。それと、1カ所つくりまして、その状況はどうなのかということも一方は見なきゃならん。それから、用地の問題ということで見合わせております。ただ、今後そういうことも含めまして、本当に右側というのか南側のところもできるのかどうか、慎重に検討したいと思っておりますが、当面は右側からも今現在ある場所に行けるかどうかを確認しまして、行けますならば、矢印と言いますか、方向サインと言いますか、案内等も現地で考えていきたいというふうに考えているところでございます。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これをもって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより報告第6号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第6号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員であります。よって報告第6号は承認することに決定しました。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時46分

議長(木村武壽) 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第9、議案第21号、井手町副町長選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 西島理事。

理事(西島栄治)

(議案第21号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

この件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これより議案第21号、井手町副町長選任につき同意を求める件を採決します。

議案第21号は同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手多数です。したがって議案第21号、井手町副町長選任につき同意を求める件は同意することに決定しました。

中谷浩三君の入場を許します。

(中谷浩三副町長入場)

議長(木村武壽) ただいま副町長に選任されました中谷浩三君より、皆様方にごあいさつしたい旨申し出がありますので、これを許します。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中谷浩三君。

副町長(中谷浩三) 貴重なお時間をいただきまして、一言ごあいさつさせていただきます。

ただいま議題となりました副町長選任同意に当たりまして、議員の皆様方の格別のご厚情によりましてご同意をいただきましたことに対しまして、心



から厚くお礼申し上げます。

大変身に余る光栄と同時に、責任の重大さを痛感しているところでございます。

過去4年間、微力な私がこの重責を務めることができましたのは、ひとえに議員各位をはじめ関係者の皆様のご指導、ご鞭撻の賜物と感謝をいたしているところでございます。

再任されました以上、心を新たに、汐見町長が進められている「豊かな自然と利便性・快適性とが共存する新しいまち」や、第4次総合計画で掲げています「住んでみたい、住み続けたいまち」の実現のため、全身全霊を打ち込んで職務を全うすべく精いっぱい努力を重ねてまいりたいと考えておりますので、この上ともなお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単であります私のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

議長（木村武壽） 中谷副町長、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、執行部につきましては、大変恐縮ですがただいまより一たん退席をお願いし、後ほど出席していただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時20分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き再開をいたします。

一身上の都合により、議事の進行を古川昭義副議長にお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時22分

副議長（古川昭義） 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま、木村武壽議長から辞職願が提出されています。

お諮りします。お手元に配付しております議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（古川昭義） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日

程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

議会事務局長に辞職願を朗読させます。

(挙手する者あり)

副議長(古川昭義) 事務局長。

議会事務局長(池田清隆) それでは、朗読いたします。

平成24年5月7日、井手町議会副議長、古川昭義様。

井手町議会議長、木村武壽。

辞職願。このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。

以上であります。

副議長(古川昭義) お諮りします。木村武壽議員の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(古川昭義) 異議なしと認めます。したがって、木村武壽議員の議長辞職を許可することに決定しました。

木村武壽議員の入場を許します。

(木村武壽議員入場)

副議長(古川昭義) 木村武壽議員に申し上げます。ただいま、木村武壽議員の議長辞職を許可することに決定しましたので告知いたします。

なお、議長職の辞職につき、ごあいさつをされたいことがありましたら、発言を許可します。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時25分

副議長(古川昭義) 休憩前に引き続き、再開します。

12番(木村武壽) 議長退任に当たりまして、一言御礼のあいさつを申し上げます。

顧みますと平成22年4月の臨時議会におきまして、議員各位の温かいご支援によりまして議会議長にご推挙賜り栄誉な要職をつかせていただき、2年間、非才な微力な私ではありますが、町政発展と円滑な議会運営にひたすら努めてまいりましたつもりでございます。幸いにしまして議員各位の格別の

ご支援、ご協力を賜り、また、汐見町長はじめ関係者各位からのご援助、ご鞭撻を賜り、おかげをもちまして本日まで大過なく職責を全うすることができました。まことに感謝にたえず、心から厚く御礼を申し上げます。

この間、井手町文化協会の設立、第26回京都府国民文化祭井手町川柳の祭典という意義深い年に議長に就任できましたこと、障害者福祉施設工房あんじゅや玉川砂防公園などの完成を見ることができました。あわせまして、昨年3月11日は未曾有の大被害をもたらした東日本大震災の日であり、震災で多くの命が失われたことを忘れずに、復興支援と防災の誓いを立てながら防災対策や被害を受けられました方々の人権など、諸問題にしっかり向き合って取り組みを進めたことが、私の心に残る出来事であります。また、議員定数や報酬、議員活動などが厳しく報道されている中、住民から見える議会を目指し、議会活性化特別委員会を設置することができました。私にとりまして、この上もない喜びでございます。関係者各位のご尽力の賜物と感謝をいたしますとともに、厚く御礼を申し上げます。

どうか、皆様方におかれましては、ますますご健勝で町政活性化のためなお一層のご尽力をくださいますようお願いいたしまして、議長退任のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

副議長（古川昭義） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時29分

副議長（古川昭義） 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。お手元に配付しております議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（古川昭義） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

副議長(古川昭義) ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に中坊 陽議員及び岡田久雄議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

副議長(古川昭義) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(古川昭義) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱確認)

副議長(古川昭義) 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名でお願いします。投票用紙に選ぶ人の氏名を欄内に1人記載をお願いします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長(池田清隆) それでは、議席番号と氏名を読み上げます。

1番、西島寛道議員。

2番、村田晨吉議員。

3番、木田鈴美議員。

4番、岡田久雄議員。

5番、岩田 剛議員。

6番、森田泰雄議員。

7番、古川昭義議員。

8番、村田忠文議員。

9番、丸山久志議員。

10番、中坊 陽議員。

11番、谷田 操議員。

12番、木村武壽議員。

副議長(古川昭義) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長（古川昭義） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

中坊 陽議員及び岡田久雄議員、開票の立ち会いをお願いします。

副議長（古川昭義） 選挙の結果を報告します。

投票総数 12 票、有効投票 12 です。有効投票のうち、村田忠文議員 10 票、谷田 操議員 2 票、以上のおりであります。

これは、先ほどの出席議員数に符合しております。この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、村田忠文議員が議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖解除）

副議長（古川昭義） ただいま議長に当選されました議員がおられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をいたします。

この際、村田忠文議員のごあいさつを受けることにいたします。

村田忠文議長。

議長（村田忠文） 8 番、村田です。議長就任に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

このたび、不肖私、議員の皆様方のご推挙をいただきまして、井手町議会議長の要職に就任することになりました。まことに身に余る光栄であります。

私、本町議会議員として 14 年、井手町の発展と住民福祉の向上のため務めてまいりました。ここに、皆様のご推挙を受けました上には身を挺してそのご厚情に対し報いるため、覚悟を新たにいたしているところであります。

議会運営につきましては、議会運営委員会の意見を尊重しながら公正無私を旨とし、言論の府としての町議会が円満に運営されますよう誠心誠意努力する所存であります。

議員各位におかれましては、今後より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

多様化する住民のニーズにこたえられるよう、行政と議会が一体となって井手町の発展と住民福祉の向上を目指し、職責を全うする覚悟でありますので、重ねて皆様方のご支援、ご協力お願い申し上げます、就任のあいさつといたします。

よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

副議長（古川昭義） 村田忠文議長、議長席におつき願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時41分

議長（村田忠文） 休憩前に引き続き、再開いたします。

ただいま、古川昭義副議長から辞職届が提出されております。

お諮りします。お手元に配付しております副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（村田忠文） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

議会事務局長に辞職願を朗読させます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 議会事務局長。

議会事務局長（池田清隆） それでは朗読させていただきます。

平成24年5月7日、井手町議会議長、村田忠文様。

井手町議会副議長、古川昭義。

辞職願。このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上であります。

議長（村田忠文） お諮りします。古川昭義議員の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（村田忠文） 異議なしと認めます。したがって、古川昭義議員の副議長辞職を許可することに決定しました。

古川昭義議員の入場を許します。

（古川昭義議員入場）

議長（村田忠文） 古川昭義議員に申し上げます。ただいま古川昭義議員の副議長辞職を許可することに決定しましたので、告知いたします。

なお、副議長職の辞職につきごあいさつをされたいことがありましたら、発言を許します。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 古川昭義議員。

7番(古川昭義) 副議長退任につき、一言お礼を申し上げます。

議員の皆様にご推挙いただきましてこの2年間、井手町議会の副議長として木村議長を補佐する役割を与えていただきました。しかしながら、その任務を十分全うできませんでしたが、今日の日を迎えることができましたのは議員各位のご支援、ご協力の賜物と厚くお礼申し上げます。

まことに簡単措辞ではございますが、副議長退任に当たりましてのお礼のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長(村田忠文) 暫時休憩します。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時45分

議長(村田忠文) 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。お手元に配付しております副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(村田忠文) 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

議長(村田忠文) ただいまの出席議員数は12人です。次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に谷田 操議員及び岩田 剛議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

議長(村田忠文) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議長(村田忠文) 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に選ぶ人の氏名を欄内に1人記載お願いいたします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長(池田清隆) それでは、議席番号と氏名を読み上げます。

1番、西島寛道議員。

2番、村田晨吉議員。

3番、木田鈴美議員。

4番、岡田久雄議員。

5番、岩田 剛議員。

6番、森田泰雄議員。

7番、古川昭義議員。

8番、村田忠文議員。

9番、丸山久志議員。

10番、中坊 陽議員。

11番、谷田 操議員。

12番、木村武壽議員。

議長(村田忠文) 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

谷田 操議員及び岩田 剛議員、開票の立ち会いをお願いします。

議長(村田忠文) 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効0です。有効投票のうち岡田久雄議員10票、村田晨吉議員2票、以上のおりです。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、岡田久雄議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。



(議場閉鎖解除)

議長(村田忠文) ただいま副議長に当選されました議員がおられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

この際、岡田久雄議員のごあいさつを受けることにいたします。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 岡田久雄副議長。

副議長(岡田久雄) 副議長就任に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

ただいまは議員皆様のご支援を賜りまして、井手町議会の副議長に選ばれましたことは、大変光栄でありますとともにその責任の重大さを痛感しているところであります。もとより浅学非才の身ではございますが、議長を補佐し議会の活性化のため、また町政発展のために努めていく覚悟でございます。どうか今後とも皆様のさらなるご支援を賜りまして、しっかりと頑張っていきますのでどうかよろしくお願い申し上げます。

まことに簡単ではございますが、副議長就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長(村田忠文) この際暫時休憩します。2時10分まで。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時10分

議長(村田忠文) 休憩前に引き続き、再開します。

お諮りします。ただいまお手元に配付しております常任委員、議会運営委員、議会広報編集委員の選任をそれぞれ日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(村田忠文) 異議なしと認めます。したがって、常任委員、議会運営委員、議会広報編集委員の選任をそれぞれ日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員会の選任については委員会条例第6条第1項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり、総務文教常任委員に6人、産業厚生常任委員に6人、それぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（村田忠文） 異議なしと認めます。したがって、常任委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決しました。

暫時休憩します。休憩中に各委員会の正副委員長を互選していただき、議長まで報告願います。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時12分

議長（村田忠文） 休憩前に引き続き、再開します。

休憩中に各常任委員会の正副委員長の互選があり、総務文教常任委員会の委員長には丸山久志議員、副委員長には西島寛道議員、産業厚生常任委員会の委員長には木田鈴美議員、副委員長には古川昭義議員が就任されましたので、報告いたします。

次に、追加日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については委員会条例第6条第1項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（村田忠文） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決しました。

この際暫時休憩します。休憩中に議会運営委員会の正副委員長を互選していただき、議長まで報告願います。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時14分

議長（村田忠文） 休憩前に引き続き、再開します。

休憩中に議会運営委員会の正副委員長の互選があり、議会運営委員会の委員長には木村武壽議員、副委員長には森田泰雄議員が就任されましたので、報告いたします。

次に、追加日程第7、議会広報編集委員の選任を行います。

お諮りします。議会広報編集委員の選任については、議会広報発行に関する条例第3条第2項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（村田忠文） 異議なしと認めます。したがって、議会広報編集委員は

お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決しました。

この際暫時休憩します。休憩中に議会広報編集委員会の正副委員長を互選していただき、議長まで報告願います。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時16分

議長（村田忠文） 休憩前に引き続き、再開します。

休憩中に議会広報編集委員会の正副委員長の互選があり、議会広報編集委員会の委員長には木村武壽議員、副委員長には岩田 剛議員が就任されましたので、報告いたします。

この際暫時休憩します。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時17分

議長（村田忠文） 休憩前に引き続き、再開します。

お諮りします。ただいまお手元に配付しております交通対策特別委員の辞任許可及び同委員の選任を日程に追加し、追加日程8として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（村田忠文） 異議なしと認めます。したがって、交通対策特別委員の辞任許可及び同委員の選任を日程に追加し、追加日程8として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第8、交通対策特別委員の辞任許可及び同委員の選任を行います。

お諮りします。交通対策特別委員会の全員の辞任を許可し、新たに交通対策特別委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によってお手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（村田忠文） 異議なしと認めます。したがって、交通対策特別委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決しました。

この際暫時休憩します。休憩中に交通対策特別委員会の正副委員長を互選していただき、議長まで報告願います。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時19分

議長（村田忠文） 休憩前に引き続き、再開します。

休憩中に交通対策特別委員会の正副委員長の互選があり、交通対策特別委員会の委員長には中坊 陽議員、副委員長には西島寛道議員が就任されましたので、報告いたします。

この際暫時休憩します。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時20分

議長（村田忠文） 休憩前に引き続き、再開します。

お諮りします。ただいまお手元に配付しております城南衛生管理組合議会議員、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員、京都地方税機構議会議員の選挙をそれぞれ日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（村田忠文） 異議なしと認めます。したがって、城南衛生管理組合議会議員、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員、京都地方税機構議会議員の選挙をそれぞれ日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第9、城南衛生管理組合議会議員の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

議長（村田忠文） ただいまの出席議員数は12人です。次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に木村武壽議員及び森田泰雄議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

議長（村田忠文） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

議長（村田忠文） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に選ぶ人の氏名を欄内に1人記載をお願いします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げます

ので、順番に投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長（池田清隆） それでは、議席番号と氏名を読み上げます。

1 番、西島寛道議員。

2 番、村田晨吉議員。

3 番、木田鈴美議員。

4 番、岡田久雄議員。

5 番、岩田 剛議員。

6 番、森田泰雄議員。

7 番、古川昭義議員。

8 番、村田忠文議員。

9 番、丸山久志議員。

1 0 番、中坊 陽議員。

1 1 番、谷田 操議員。

1 2 番、木村武壽議員。

議長（村田忠文） 投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

木村武壽議員及び森田泰雄議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

議長（村田忠文） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 1 2 票、有効投票 1 2 票。有効投票のうち西島寛道議員 5 票、中坊 陽議員 4 票、谷田 操議員 2 票、森田泰雄議員 1 票、以上のとおりです。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

この選挙の法定得票数は 1 . 5 票です。したがって、西島寛道議員、中坊陽議員が城南衛生管理組合議会議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖解除）

議長（村田忠文） ただいま城南衛生管理組合議会議員に当選されました西島寛道議員、中坊 陽議員が議場におられますので、本席から会議規則第 3 3 条第 2 項の規定によって当選の告知をいたします。

次に、追加日程第10、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

議長(村田忠文) ただいまの出席議員数は12人です。次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に西島寛道議員及び古川昭義議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

議長(村田忠文) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議長(村田忠文) 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に選ぶ人の氏名を欄内に1人記載をお願いします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長(池田清隆) それでは、議席番号と氏名を読み上げます。

1番、西島寛道議員。

2番、村田晨吉議員。

3番、木田鈴美議員。

4番、岡田久雄議員。

5番、岩田剛議員。

6番、森田泰雄議員。

7番、古川昭義議員。

8番、村田忠文議員。

9番、丸山久志議員。

10番、中坊陽議員。

11番、谷田操議員。

12番、木村武壽議員。

議長(村田忠文) 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

西島寛道議員及び古川昭義議員、開票の立ち会いをお願いします。

議長（村田忠文） 選挙の結果を報告します。

投票総数 12 票、有効投票 12 票。有効投票のうち丸山議員 9 票、谷田議員 2 票、岩田議員 1 票、以上のとおりです。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、丸山久志議員が京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖解除）

議長（村田忠文） ただいま京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました丸山久志議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をいたします。

次に、追加日程第 11、京都地方税機構議会議員の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

議長（村田忠文） ただいまの出席議員数は 12 人です。次に、立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に村田晨吉議員及び丸山久志議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

議長（村田忠文） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

議長（村田忠文） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に選ぶ人の氏名を欄内に 1 人記載をお願いします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げます

ので、順番に投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長（池田清隆） それでは、議席番号と氏名を読み上げます。

1 番、西島寛道議員。

2 番、村田晨吉議員。

3 番、木田鈴美議員。

4 番、岡田久雄議員。

5 番、岩田 剛議員。

6 番、森田泰雄議員。

7 番、古川昭義議員。

8 番、村田忠文議員。

9 番、丸山久志議員。

1 0 番、中坊 陽議員。

1 1 番、谷田 操議員。

1 2 番、木村武壽議員。

議長（村田忠文） 投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票願います。

村田晨吉議員及び丸山久志議員、開票の立ち会いをお願いします。

議長（村田忠文） 選挙の結果を報告します。

投票総数 1 2 票、有効投票 1 2 票。有効投票のうち岡田久雄議員 9 票、谷田 操議員 2 票、古川昭義議員 1 票、以上のとおりです。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、岡田久雄議員が京都地方税機構議会議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖解除）

議長（村田忠文） ただいま京都地方税機構議会議員に当選されました岡田久雄議員が議場におられますので、本席から会議規則第 3 3 条第 2 項の規定によって当選の告知をいたします。



暫時休憩します。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時53分

議長（村田忠文） 休憩前に引き続き、再開します。

ただいまお手元に配付しました議案第22号、井手町監査委員選任につき同意を求める件が町長から提出されました。

お諮りします。井手町監査委員選任につき同意を求める件を緊急事件と認め日程に追加し、追加日程12として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（村田忠文） 異議なしと認めます。したがって、井手町監査委員選任につき同意を求める件を緊急事件と認め追加に日程し、追加日程12として議題とすることに決定いたしました。

追加日程12、議案第22号、井手町監査委員選任につき同意を求める件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、岩田 剛議員の退場を求めます。

（岩田 剛議員退場）

議長（村田忠文） 提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 西島理事。

理事（西島栄治）

（議案第22号を朗読説明）

議長（村田忠文） これをもって提案理由の説明を終わります。

この件につきましては質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これより、議案第22号、井手町監査委員選任につき同意を求める件を採決します。議案第22号は同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手多数であります。よって議案第22号、井手町監査委員選任につき同意を求める件は同意することに決定しました。

岩田 剛議員の入場を許します。

（岩田 剛議員入場）

議長（村田忠文） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 2時59分

議長（村田忠文） 休憩前に引き続き、再開します。

お諮りします。ただいまお手元に配付しました常任委員会、議会運営委員会並びに議会広報編集委員会の調査を閉会中にも継続することの日程を追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（村田忠文） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査の申し出についてを日程に追加し、追加日程13として議題とすることに決定いたしました。

追加日程13、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題とします。

各委員長より、会議規則第75条の規定によりお手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。本件は各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（村田忠文） 異議なしと認めます。よって、本件は各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時01分

議長（村田忠文） 休憩前に引き続き、再開いたします。

先ほど議会で決まりました井手町議会構成委員を紹介いたします。

議長に村田忠文、副議長に岡田久雄、議会選出監査委員に岩田 剛。

総務文教常任委員会の委員を紹介いたします。委員長に丸山久志、副委員長に西島寛道、委員に村田晨吉、岡田久雄、岩田 剛、中坊 陽。

産業厚生常任委員会の委員を紹介いたします。委員長に木田鈴美、副委員長に古川昭義、委員に木村武壽、谷田 操、森田泰雄、村田忠文。

議会運営委員の委員を紹介いたします。委員長に木村武壽、副委員長に森田泰雄、委員に丸山久志、岡田久雄、木田鈴美、谷田 操。

議会広報編集委員会のメンバーを紹介いたします。委員長に木村武壽、副

委員長に岩田 剛、委員に森田泰雄、丸山久志、岡田久雄、村田晨吉。

交通対策特別委員会の委員を紹介いたします。委員長に中坊 陽、副委員長に西島寛道、委員に谷田 操、古川昭義、木田鈴美、村田忠文。

議会選出議員を紹介いたします。

城南衛生管理組合議会議員に中坊 陽、西島寛道。

京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に丸山久志。

京都地方税機構議会議員に岡田久雄。

以上であります。

以上で、今臨時議会の会議に付議されました事件は全部終了いたしました。これをもちまして本日の会議を閉じ、平成24年5月井手町議会臨時会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時03分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

前議長 木村武壽

前副議長 古川昭義

議長 村田忠文

署名議員 丸山久志

署名議員 木田鈴美